

第 6 回学校部活動及び地域クラブ活動の在り方検討会議

- 1 日 時 令和 7 年 6 月 3 日（火）午前 9 時 3 0 分～午前 1 1 時 3 0 分
- 2 場 所 京都市役所分庁舎 4 階 第 4 ・ 5 ・ 6 会議室
- 3 出席者
 - （1） 委員（欠席：吉田委員）
松永座長、長積副座長、橋本委員、安川委員、稲葉委員、伊藤委員、春田委員、
武田委員、比護委員、山崎委員、石田委員、竹内委員、野川委員、宮國委員、森本委員、
林委員
 - （2） 事務局
教育委員会事務局、文化市民局
- 4 次 第
 - （1） 開会
 - （2） 情報共有（国の動向及び他都市状況）
 - （3） 「京都市学校部活動及び地域クラブ活動推進方針（案）」に関する市民意見募集の結果
について
 - （4） 「京都市学校部活動及び地域クラブ活動推進方針（案）」について意見交換
 - （5） 今後の予定
 - （6） 閉会
- 5 委員等の発言や質疑応答

市民意見募集の結果を踏まえた「京都市学校部活動及び地域クラブ活動推進方針（案）」について
の意見交換

長 積： 今回の市民意見募集を踏まえて、子どもたちが不安に感じている「これまでの部活動
との違い」などについて、推進方針の記載が補強されたことは良かった。今後、本方針
をどのように具体化していくかが重要。

橋 本： 『京都版地域クラブ』はクラブチームと何が違うのか」という意見を前回の会議で
申し上げ、今の推進方針にはイメージ図を用いて分かりやすく記載されているが、今後、
市民目線で「京都版地域クラブ」の具体的な活動の中身が見えなければ、既存の民間の
クラブチームとの違いが分かりづらいという意見も出てくると思う。一方で、将来的に
「京都版地域クラブ」と「既存の民間のクラブチーム」との区別がなくなっていく段階
の一つとして、「京都版地域クラブ」があるとも感じている。

松 永： 「京都版地域クラブ」が将来的にクラブチームとの区別がなくなることについて、同じイメージを持っている。大会の出場を目指している既存の民間のクラブチームの中にも、楽しみ志向の部門を作ること検討している事例がある。「京都版地域クラブ」と既存の民間のクラブチームを完全に切り離すことは難しい。市民や子どもたちに対して、制度設計の段階で両者の違いを分かりやすく伝えていくことが今後の課題。

安 川： 子どもたちが成果を発表する機会を保障することは重要だが、大会の運営も含めて、これまで教員が担ってきた部活動を地域が担うことは、地域、さらには団体運営側も不安に感じている。また、団体運営は無償に近い形で実施されており、今後の支援の在り方は気になる。

「地域展開は運動をしない一つの理由となり、子どもの体力低下が進むのではないかと懸念する。」という意見に対して、推進方針に「体力や技能の向上が図られる環境がある」旨を追記する点は良いと思うが、「環境がある」の定義は、試合ができる環境を整えたり、運動できる施設を増やしたり等、様々な要素が含まれていると捉えている。

松 永： 部活動では、大会運営も含めて教員が担ってきたが、今後どうなるのかという点や、指導者の質を担保するための資格取得等に係る負担について、市がどの程度支援できるか等の運営側の不安については、制度設計で検討する必要がある。

事務局： 学校に部活動があることで、競技に出会ったり、体を動かすきっかけになったりした面もあると思うが、現状でも全ての生徒が部活動に参加しているわけではなく、今後、学校部活動に所属していなかったもののスポーツや文化芸術を楽しみたい生徒も含め、活動する新たな機会になれば良いと考えている。

子どもたちから寄せられた意見の中では、活動の目的について、「友達、仲間」、「楽しく」に次いで「大会・出場」が多く、成果を発表する機会を求めていると認識。一方、沢山の人数が参加すると、試合に出られなくなることを心配する意見もあり、優勝を争う大会だけでなく、交流を目的とする大会の実施も必要ではないかと考えている。大会運営の在り方も含め、成果を発表する場の確保については、今後検討していきたい。

松 永： 各種団体等が実施している大会やイベントの見直しも含めて、検討が必要となる可能性がある。地域展開後の教員の関わり方については、事務局において、兼職兼業の制度設計も含め、早めに検討が必要。

森 本： 部活動の指導や大会運営については、教員が担ってきた部分が多い。地域展開により、指導をする必要がなくなり安心している教員がいる一方で、これまで通り、「京都版地域クラブ」に関わりたいと考えている教員も一定数いる状況。教員の力も借りなけ

れば指導者の確保は難しく、兼業兼職を含めた制度設計を期待する。

松 永： 指導にはあたらないが、子どもの安全を確保する役割を担う人材の確保も必要であり、教員や指導者のみならず、市民を巻き込んでいけるような制度設計を検討していきたい。

宮 國： 吹奏楽部は、学校行事や生徒会活動のみならず、地域での奉仕活動等も行っており、地域を活性化するうえでも大切な部活動である。学校行事や生徒会活動は、教育課程内の特別活動にあたるため、これまで通り、部活動の顧問を先生が担う方が、学校体制を踏まえても良いのでは。生徒数の減少により、大会に出場できない場合は、複数校で合同チームをつくる必要性も出てくる。こうした点も考慮して吹奏楽部の今後の在り方を検討する必要がある。

松 永： 吹奏楽部や放送部は校内での活動が多いため、放課後活動や生徒会活動の枠組みで活動する等、在り方を検討する必要がある。一方、生徒数の減少により、学校のみで活動できないことも想定されるため、併せて検討が必要。

山 崎： 教員の協力なしでは大会運営は成り立たないという状況は、全国的にも同じ傾向。吹奏楽連盟は外部組織であり、自主財源で運営している状況。大会運営にあたって、運営に必要な人員を募集しても十分に集まらず、役員が大会の運営を担っているという実情がある。吹奏楽は指揮者である顧問も演者の一人であり、生徒と指導者である顧問との信頼関係の下で作り上げる必要があるという点で特殊性があると考えている。

松 永： 京都ならではの文化芸術活動や伝統芸能活動など、学校部活動では実施できないが、拠点を設けることで新たに活動が展開される可能性もあると考えている。

竹 内： 方針の内容はこれで良いと思う。市民意見募集の結果では、狂言や日本舞踊を含め、既存の部活動にない活動を希望する子どもが多数いることも明らかとなった。制度設計を担う責任の重さを感じるとともに、子どもの選択肢が広がれば良いと思う。

松 永： 放課後活動を増やしすぎると、教員の負担が増える懸念がある。子どもたちが希望する活動全てを網羅することはできないが、京都ならではの狂言や日本舞踊等も含めて、拠点型での実施を検討していきたい。

石 田： 方針の内容に特に意見はなく良いと考える。制度設計に向けては、円滑なスタートを切り、継続的に活動を行うためにも、運営側のコーディネート機能が求められる。また、指導者の確保とともに、ハラスメントや体罰等が起こらないよう、指導者の育成と立場

を明確にすることが重要。地域差がなく、生徒が希望する活動ができるような制度設計が必要。

事務局： ハラスメント等が起きた時に相談できる仕組みづくりの必要性や、相談窓口の在り方を検討することについては、方針にも記載している。他都市の事例も参考にしながら、制度設計を進めてまいりたい。

安 川： 全国的に指導者の体罰が増えており、子どもたちを守るために、パワーハラスメント等のハラスメント対策は最も重視すべき事項であると認識している。相談窓口の設置や対応策の検討を進め、ガイドラインにも明確に示すとともに、運営主体側への支援の方策を示す必要がある。

松 永： 子どもの意見には、知らない地域の人に教えてもらうことが不安という意見や、競技に特化している指導者に付いていけるか不安という意見もある。子どもたちが安心して指導を受けられるよう、制度設計等の準備期間も重要。学校管理外でハラスメント等が起こった場合の対応策も検討する必要がある。

比 護： 既存の総合型地域スポーツクラブの中には、教員の免許状だけを持つ指導者で指導をする団体もある。地域スポーツの指導をより充実させるために、日本スポーツ協会公認の「スポーツ指導者資格」及びクラブ運営に必要な「クラブマネジャー」又は「アシスタントマネジャー」等の資格が取得できる機会をつくっていききたい。

また、近年、スポーツ事故の指導者の法的責任が問われており、個人が責任を負うことがないような、社会的な仕組みを制度設計に盛り込んでほしい。

松 永： 本年8月には、国から地域クラブ活動の定義・要件等が示される予定だが、本市でも、先行して指導者の責任や資質、ハラスメントの対応策等、様々な角度から検討が必要。日本スポーツ協会が総合型地域スポーツクラブをマネジメントする人材の育成に向け、アシスタントマネジャーやクラブマネジャー等の資格制度を構築しており、研修等を受講することで人材を育成することができる。こうした資格取得に加え、京都市独自の研修制度も併せて検討が必要。

稲 葉： スポーツ少年団においても、子どもの発達に応じた適切な指導を行ってもらうため、スタートコーチの資格取得を推進している。

方針は、本会議の議論や市民意見募集を踏まえて、磨き上げられた内容であると思う。

スポーツ少年団の役員会等でも、「中学生も受け入れられる体制を構築して欲しい」と各種目の関係者にお願いしているところ。日本スポーツ少年団では将来的には、総合

型スポーツクラブと連携を進めることも考えられている。

一方、開放事業運営委員会の規約上、利用者の大半が学区民であること等が定められており、少子化等の影響で他校の子どもが加入したことによって、学校施設を使用できず、クラブが存続できなくなるという事例もある。社会の流れに合うように変更を検討してほしい。

また、小学校の学校運営協議会が中心となり、スポーツ少年団の指導者等の協力を得て、多種目の総合型によるスポーツクラブを立ち上げ、将来的には中学生や多世代に拡大することを目指している事例もある。スポーツ少年団も部活動の地域展開に貢献していきたい。

事務局： 活動場所としては、主にこれまで学校部活動が実施されていた時間帯に、中学校の施設を活用することを想定しているが、小学校や学校以外の施設の使用も含めて検討をしていく。学校体育施設開放事業については、地域外の子どもたちを受け入れている地域もあるが、受け入れていない地域もあるのが実情。こうした既存事業とも共存できる制度設計を検討してまいりたい。

松 永： 方針 P19「4（2）オ 活動場所」の「学校施設の積極的な活用に向けた方策を検討する。」という記載は、「学校施設等」としても良いのでは。

事務局： 学校施設のみならず、廃校施設等も含めて活用を検討する方針であり、後で事務局で検討するが、「学校施設等」としても差し支えないと考える。

松 永： 方針への記載は、座長と事務局に一任いただくこととしたい。

野 川： 市民意見募集の結果では「できるだけ家族に負担はかけたくない」との子どもの意見も見られる。今後、方針に則って、保護者等の経済的負担の軽減について検討を進めていくことになるが、どこまで解消できるか要検討。部活動の教育的意義を継承する制度設計が必要。

また、「京都版地域クラブ」の下で活動する中でも、生徒に関するトラブルは必ず起こる。生徒は学校管理外の「京都版地域クラブ」で起きたトラブルを抱えたまま登校するが、学校として詳細を知らずに対処することになる懸念もある。一つ一つの課題に対して、立ち止まりながら検証していく必要がある。

松 永： 部活動の地域展開後も学校と「京都版地域クラブ」との連携は必要。全ての生徒が希望する活動をすることは困難だが、子どもたちの意向に沿う形での制度設計を検討していきたい。

春 田： いよいよ総合型地域スポーツクラブの時代が来たと感じている。私に関わっている総合型地域スポーツクラブが２０１１年に発足した当初、学校施設を借りていたが、他校の子どもが入会したことで、使用できなくなったため、今は、京都市の地域体育館や民間スタジオを借りて活動している状況。総合型地域スポーツクラブでは子どもたちが種目や場所、志向を選べる環境づくりを目指している。

指導者と子どもの閉鎖的な空間では、ハラスメントや体罰が起こりやすいため、総合型地域スポーツクラブでは、指導者と子どもの間に指導者を指導する立場であるクラブマネジャーを置き、保護者や子どもたちが安心して活動できる環境を整えている。

市民意見募集の結果では、子どもたちが希望する活動の中に、既存の部活動にはない「ダンス・チア」を希望する子どもが多くいることも明らかとなった。子どもたちの期待に応えられる環境づくりを進めていきたい。

松 永： 国においては、少子化への対応も視野に、従来から中学校区程度の地域で総合型地域スポーツクラブを定着させることを政策として掲げていた。本市では、体育振興会がスポーツ振興を通じた地域コミュニティの活性化に寄与しており、体育振興会の活動拠点を「京都版地域クラブ」の拠点として展開していくことも期待している。

伊 藤： 体育振興会は、各学区６～８程度のクラブを展開しており、地域との繋がりがあある。一方で、大人が活動の中心であり夜間の活動となるため、中学生が加わることについては活動時間上の問題もある。

松 永： 体育振興会の活動については、時間帯の懸念はあるが、地域によっては「京都版地域クラブ」になる可能性が十分あると考えている。各校区の活動やクラブの実態等についての実態調査が必要ではないか。

武 田： 方針は目指すべき内容が網羅的に盛り込まれていて良い。目指す姿実現へのハードルは上がっているが、スポーツ協会として制度設計に向け、どの部分を担えるのか、行政と連携してできることを検討していきたい。

林： 地域の会議の中で、方針の内容が正しく伝わっていないと感じる場面があった。今回の市民意見募集の結果は、ホームページ以外でも周知するほか、子どもたちに対して、分かりやすい言葉にして、伝えていくことも検討して欲しい。また、家庭の経済的な事情に左右されることがないように、支援の在り方や申請方法の簡易化も併せて考えて欲しい。

以上